

岐阜県公報

第二千九百二十号
平成三十年二月九日

(金曜日)

目次

告示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	六七
指定医療機関の廃止の届出	(同)	六七
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	六八
指定介護機関の廃止の届出	(同)	六九
指定介護機関の所在地の変更の届出	(同)	六九
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	七一
道路の区域変更	(道路維持課)	七二
保安林に指定する予定	(恵那農林事務所)	七二
落札者等に関する公示	(情報企画課)	七三
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(商業・金融課)	七三
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等	(農地整備課)	七三
土地改良事業の工事の完了	(同)	七四
公共測量の実施	(用地課)	七四
公共測量の終了	(同)	七四
大垣都市計画道路事業の周知	(都市整備課)	七五
指定自立支援医療機関の指定	(身体障害者更生相談所)	七五
指定自立支援医療機関の変更届出	(同)	七五

告示

岐阜県告示第四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年二月九日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
しばた 歯科	可児市下恵土七八一	平成二九・九・二一
ホップきどまち薬局	大垣市木戸町二七九	平成二九・二・一
イシイ薬局 関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三〇九八二	平成二九・二・四

岐阜県告示第四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生

活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 柴 田 齒 科 所 在 地 廃 止 年 月 日
 可児市下恵土七九 平成二九・九・二〇
 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三一〇 平成二九・一二・三
 イシイ薬局 関ヶ原店 七 一 三

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業者等の所在地

指 定 年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇

特定非営利活動法人 まめなかな

岐阜県高山市赤保木町九六九番地一

認知症対応型共同生活介護

グループホームなごみ

岐阜県高山市赤保木町一〇五九番地一

平成三〇・一・四

特定非営利活動法人 まめなかな

岐阜県高山市赤保木町九六九番地一

認知症対応型共同生活介護

グループホームなごみ

岐阜県高山市赤保木町一〇五九番地一

同

有限会社 F K K サービス

大阪府八尾市東山本町六丁目九番地三五

認知症対応型共同生活介護

グループホームうれし家

岐阜県養老郡養老町鷲巣一―二五番地一七

平成三〇・一・一一

有限会社 F K K サービス

大阪府八尾市東山本町六丁目九番地三五

認知症対応型共同生活介護

グループホームうれし家

岐阜県養老郡養老町鷲巣一―二五番地一七

同

株式会社 ナ ッ ク ス

岐阜県揖斐郡大野町大字西方一〇五七番地

認知症対応型共同生活介護

グループホームぬくもりの家

岐阜県揖斐郡揖斐川町島二九一番地一

平成三〇・一・一六

株式会社 ナ ッ ク ス

岐阜県揖斐郡大野町大字西方一〇五七番地

介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホームぬくもりの家

岐阜県揖斐郡揖斐川町島二九一番地一

同

岐阜県告示第四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年二月九日

居宅介護事業者等の所在地

指 定 年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇

株式会社ナックス
岐阜県揖斐郡大野町大字西方一〇五七番地
認知症対応型共同生活介護

グループホームぬくもりの家藤橋
岐阜県揖斐郡揖斐川町西横山橋場南四三六番地二
同

株式会社ナックス
岐阜県揖斐郡大野町大字西方一〇五七番地
介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホームぬくもりの家藤橋
岐阜県揖斐郡揖斐川町西横山橋場南四三六番地二
同

岐阜県告示第四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
平成三十年二月九日
岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

株式会社イシキ
岐阜県北葛飾郡松伏町築比地七九五番地一

居宅療養管理指導

イシキ薬局関ヶ原店

岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三〇七番地一三

平成二九・一二・三

株式会社イシキ
岐阜県北葛飾郡松伏町築比地七九五番地一

介護予防居宅療養管理指導

イシキ薬局関ヶ原店

岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三〇七番地一三

同

有限会社飛驒コミュニティ
岐阜県高山市名田町五丁目八番地

訪問看護

訪問看護おふくる

岐阜県高山市石浦町六丁目二三六番地

平成三〇・二・一

有限会社飛驒コミュニティ
岐阜県高山市名田町五丁目八番地

介護予防訪問看護

訪問看護おふくる

岐阜県高山市石浦町六丁目二三六番地

同

岐阜県告示第五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関からその所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
平成三十年二月九日
岐阜県知事 古田 肇

ブライトスタッフ株式会社	旧 岐阜県高山市下切 町一〇七〇番地一 B ビエナ下切1	新 岐阜県高山市下林 町八三一番地一	特定介護 用具販売	すまいる訪問看護リハビリ ステーション	旧 岐阜県高山市下切 町一〇七〇番地一 B ビエナ下切1	新 岐阜県高山市下林 町八三一番地一	同	同	同
ブライトスタッフ株式会社	旧 岐阜県高山市下切 町一〇七〇番地一 B ビエナ下切1	新 岐阜県高山市下林 町八三一番地一	介護予防 福祉用具 貸与	すまいる訪問看護リハビリ ステーション	旧 岐阜県高山市下切 町一〇七〇番地一 B ビエナ下切1	新 岐阜県高山市下林 町八三一番地一	同	同	平成三〇・一・一
ブライトスタッフ株式会社	旧 岐阜県高山市下切 町一〇七〇番地一 B ビエナ下切1	新 岐阜県高山市下林 町八三一番地一	特定福祉 用具販売	すまいる訪問看護リハビリ ステーション	旧 岐阜県高山市下切 町一〇七〇番地一 B ビエナ下切1	新 岐阜県高山市下林 町八三一番地一	同	同	同
ブライトスタッフ株式会社	旧 岐阜県高山市下切 町一〇七〇番地一 B ビエナ下切1	新 岐阜県高山市下林 町八三一番地一	福祉用具 貸与	すまいる訪問看護リハビリ ステーション	旧 岐阜県高山市下切 町一〇七〇番地一 B ビエナ下切1	新 岐阜県高山市下林 町八三一番地一	同	同	同
ブライトスタッフ株式会社	旧 岐阜県高山市下切 町一〇七〇番地一 B ビエナ下切1	新 岐阜県高山市下林 町八三一番地一	介護予防 訪問看護	すまいる訪問看護リハビリ ステーション	旧 岐阜県高山市下切 町一〇七〇番地一 B ビエナ下切1	新 岐阜県高山市下林 町八三一番地一	同	同	同
居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主 たる事務所の所在地	居宅介護事業者等の所 在地	サービス の種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所 在地	居宅介護事業所等の所 在地	変更年月日	変更年月日	変更年月日

岐阜県告示第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成三十年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市保井戸字日切一七二九の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市幸田字芦谷一五八八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市野尻字中根山二六七四の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年二月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	大 瑞 浪 西 線	瑞浪市日吉町字千原二二七七番地先から 同 市同 町字鳥屋ヶ谷一九五三番一地先まで	後 前	一六・三 三・四 ル(メ)ート	五・二 ル(メ)ート	

岐阜県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年二月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	四百十七号	揖斐郡揖斐川町東横山字仙ヶ谷一四四九番一地从 同 郡同 町同 地先 同 郡同 町同 地先 まで	後 前	三・三 三・四 ル(メ)ート	一〇・〇 ル(メ)ート	

岐阜県告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年二月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
恵那市笠置町毛呂窪字榎杭七六三の一
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を岐阜県恵那農林事務所及び恵那市役所に備

え置いて縦覧に供する。)

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

1 特定役務の名称及び数量 システム共通基礎の構築、機器の貸借及び維持管理業務一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成29年11月7日

4 落札者を決定した日 平成29年12月19日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦二丁目17番21号

株式会社エヌ・ライ・ライ・ナータ東海

代表取締役 北村 友朗

6 落札金額 212,544,000円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県総務部情報企画課情報システム係

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十年二月九日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成三十年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称)ドラッグコスモス数田西店

岐阜市数田西一丁目七番一 外

二 意見の概要

岐阜市長の意見

・交通について

(届出事項 新設)

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を高山市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
荘川清見地区	高山市役所	平成三〇・二・一・二九

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を中津川市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名 (中津川1期地区 (旧溜池))	縦覧場所 中津川市役所	縦覧期間 平成三〇・二・二二 三・一一九
--------------------------------	----------------	----------------------------

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を郡上市長と協議したいので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年二月九日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名 郡上北西部地区	縦覧場所 郡上市役所	縦覧期間 平成三〇・二・二二 三・一一九
---------------------	---------------	----------------------------

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により公示する。

平成三十年二月九日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類 中山間地域総合整備事業 中山間地域総合整備事業 (農業用排水施設整備)	施行に係る地区名 神岡地区 (神岡地区)	工事完了年月日 平成二九・二・二二 三・一一九
--	----------------------------	-------------------------------

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により公示する。

平成三十年二月九日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類 ため池等整備事業	施行に係る地区名 (谷汲池地区)	工事完了年月日 平成二九・二・二八
-------------------	---------------------	----------------------

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年二月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
岐阜県
- 二 作業種類
公共測量(基準点測量、現地測量)
- 三 作業期間
平成三十年一月二十九日から
同年三月二十日まで
- 四 作業地域
郡上市

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県知事

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影、デジタルマッピング）

三 作業期間

平成二十九年八月十日から

平成三十年一月三十日まで

四 作業地域

飛騨市

大垣都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により都市計画道路事業の変更の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

大垣都市計画道路事業

三・三・一九号 神田神戸線及び三・二・二二号 一般国道二二号線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜県数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市整備課

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
ヤマセ薬局	揖斐郡池田町六之井一四七三	育成・更生	平成三十・二・一
株式会社ウラタ薬局仲町店	関市仲町二二一 三	同	同
ルーン調剤薬局	一 羽島郡笠松町田代天神二四七	同	同
薬局はーばす高富店	山県市高富二二五七 二	同	同
キクヤ薬局	多治見市前畑町三七六 五	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 変 更 月 日
V・drug高山中央 薬局	高山市岡本町三 四三一	育成・更生	平成 三〇・〇・一
なぎさ薬局大垣市民病 院前店	大垣市南類町四 八五二	同	平成 二九・九・一
イシイ薬局関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三〇 九八二	同	平成 二九・三・四

(訪問看護事業者)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 変 更 月 日
すまいる訪問看護リハ ピリステーション	高山市下林町八三一 一	育成・更生	平成 三〇・一・一

平成三十年二月九日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜文芸社